

陳情番号	陳情第51号	受理日	平成26年6月25日
件名	宝生ヶ丘1丁目で計画中の事業に関する陳情		
陳情者	住所	西宮市宝生ヶ丘1丁目	
	氏名(団体名)	宝生ヶ丘1丁目寄宿舍建設問題に関する特別委員会 委員長 葛西孝亮	

(陳情趣旨)

宝生ヶ丘1丁目272-25、26(地番)で、株式会社ついの住まい研究所、株式会社三谷建築工舎(2社ともに代表取締役:三谷滋伸氏)が計画中の事業に関して、西宮市が管轄・監督する事項(建築・建設分野、介護分野等)について、事業者に対して適切な監督・指導をお願いいたします。

当地では昨年10月5日に、近隣数戸にのみ工事着工を知らせるチラシが配布され、突然、土地を掘削する工事が始まりました。チラシには事業目的や建築主についての記載が一切無く、また着工に際し住民に対する説明・案内はありませんでした。

工事開始から数日間で、現場の地面が1メートル程度下に深く掘り返されましたが、1週間以上にわたり、工事現場と道路の間に柵やバリケードを設置することなく工事が進められました。この土地に接する道路は通学路です。幼児・児童や高齢者が工事現場に転落したり、自動車が2台すれちがうときに転落する可能性が高い危険な状態が、1週間以上にわたり放置されました。住民が事業者指摘するまで、転倒防止の柵やバリケードが何ら設置されませんでした(危険防止の対応が全く行われませんでした)。一級建築士が代表を務める会社とは思えないような工事の進め方に、住民は危険と不安を感じました。こうした強引な工事の進め方に住民が大反対し、住民の申し入れにより、10月中旬以降、現在まで工事は一時的に中断しています。

この土地の所有者は、株式会社ついの住まい研究所です。当地で計画中の建設工事は、建設主、工事設計者、工事監理者が全て同一であり、建設工事を適正に管理・運営するためのチェック体制が機能していません。

建築主:株式会社ついの住まい研究所(代表取締役:三谷滋伸氏)

工事設計者:株式会社三谷建築工舎(代表取締役:三谷滋伸氏)

工事監理者:株式会社三谷建築工舎(代表取締役:三谷滋伸氏)

昨年10月には、事業者が建設工事を適切に施行せず、公衆に危害をおよぼすおそれのある状態が生じました。

10月15日付で配布された「住民説明会開催の案内」では、ここに「サービス付き高齢者向け住宅」が建設予定であると記され、11月10日(日)に株式会社ついの住まい研究所による説明会が予定されていました。しかし、説明会の直前になり、事業者からの申し出により、説明会の開催が延期されました。

事態を懸念する住民により「西宮市宝生ヶ丘における寄宿舍建設中止を求める署名」が70.5名分集まり、12月に西宮市長あてに署名を提出いたしました。

その後、2月16日（日）と3月9日（日）に行われた住民向け説明会では、「サービス付き高齢者向け住宅」の事業計画は撤回し、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の両方を扱う「複合型サービス事業」を行う旨の説明がありました。

しかし事業者の説明では、車2台分の駐車場しか確保されていないなど（この2台分についても疑問点有り）、説明内容はざさんなものでした。具体的な説明や、計画の詳細を聞くことはできず、介護分野の業務経験の多い住民の質問に対して、無回答や、適切な回答が得られなかった事項が多くありました。

住民からは「複合型サービス事業を適切に行うことができるか疑問である」、「これまでの対応を鑑みると人命を預かる事業者として不適切ではないか」、「事業開始に当り、事前調査や準備が不足している」、「利用者になるかもしれない近隣住民の立場を考えていない」という声が多く、工事開始に理解を示す住民は皆無でした。利用者への細やかな配慮が求められる介護事業を適切に運営できる事業者なのか、多くの住民が不安を抱えたまま、説明会が終わりました。

この2回の説明会で出された住民の質問に対して、回答してもらうために再説明会が開催されることになってはいますが3月9日の説明会から3カ月以上経っても、事業者からは何ら連絡がありません。

株式会社ついの住まい研究所の設立は平成25年1月で、去年の介護分野の業務実績は皆無です。当地で介護事業が適切に行われるのか、事業者の対応や姿勢に対して多くの住民が不安を持っています。2月、3月の説明会を経て、住民の不安は解消されず、むしろ不安が増加しています

また、当地で建設予定の建物は、建築基準法等の法令に違反するおそれがあるため、近隣住民数名を審査請求人として、西宮市建築審査会で審査請求が行われています。異議申立の後、弁明書、反論書の提出を経て、この6月9日には西宮市建築審査会の口頭弁論が行われました。7月に審査請求の結果が出る予定です。

これまでの事業者の不誠実な対応や行動に、住民は大きな不安と困惑を抱いております。

#### （陳情事項）

1. 事業者は自治会および近隣住民に対して、事業計画に関して十分な説明を行い、これまでに住民から出された質問や確認事項に誠実に回答するよう、指導をお願いいたします。
2. 周辺道路の安全対策、住環境への配慮等、多くの住民が不安に感じている事項について、自治会と十分な協議を行うよう、指導をお願いいたします。
3. 計画中の事業に関して、西宮市が管轄・監督する事項（建築・建設分野、介護分野等）について、事業者に対して法律・条例に基づいた適切な監督・指導をお願いいたします。